

「関係人口創出事業運營業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 5 年（2023 年）6 月 2 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
まちづくり政策局政策企画部企画課（広域連携担当）
電話（011）211-2281

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

関係人口創出事業運營業務

(2) 業務内容

本業務では、さっぽろ連携中枢都市圏（注1）の若者が道内の地域に滞在し、地域のニーズに応じた活動に参加することで、その地域への理解を深めるとともに魅力を発信する主体となるなど、関係人口（注2）を創出し北海道全体の活性化を図ることを目的とする。

注1）連携中枢都市である札幌市並びに連携市町村である小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町の8市3町1村により構成される圏域。

注2）移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

3 参加資格

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス業」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有すること。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付け財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置（以下「参加停止の

措置」という。)を受けていないこと。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの団体への関与が認められる者でないこと。

4 申込方法

(1) 提出期間

令和5年6月5日(月)から令和5年6月20日(火)17時までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。最終日以外の受付時間は8時45分から17時15分までとする。

(2) 提出先

上記1のとおり。

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。

5 提案説明書の交付方法

令和5年6月5日(月)からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開する。

6 選定方法

(1) 一次審査(書類審査)

企画書その他提出書類を「関係人口創出事業運営業務」企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)において審査する。なお、提案者が少数の場合は省略する場合がある。

(2) 最終審査(ヒアリング)

実施委員会において、一次審査を通過した提案者(一次審査を省略した場合は全提案者)に対し、ヒアリングを実施の上、最低基準点(満点の6割をいう。)を超えた者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案があるときは、実施委員会の協議により、選定する。

7 その他

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 企画書その他提出書類の虚偽記載その他不正の行為をした者

イ 提案説明書に定める手続以外の方法により、実施委員会委員又は札幌市職員から助言、援助その他審査の公平性を疑われるような行為を受け、又は求めた者その他審査の公正性を害する行為をした者

ウ 本企画競争の手続期間中に参加停止の措置を受けた者

エ 提出した企画書その他提出書類に重大な瑕疵があると認められる者

オ 関係法令、提案説明書に定める事項等を遵守しない者

- (2) 提出できる企画書は、1提案者につき1式までとする。
- (3) 提出期限後の企画書の提出、再提出及び差替えは認めない。
- (4) 提出された企画書は返却しない。また、本企画競争の実施に必要な場合、提案者は、札幌市が企画書その他提出書類を利用（改変、複製等を含む。）することを許諾するものとする。
- (5) 企画書その他本企画競争の実施に必要な書類の作成等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) その他詳細は提案説明書による。